

国立大学法人等施設実態報告（2026 年度） 主な変更点

1. 要老朽改善面積の新設

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」における老朽改善整備の方向性を踏まえ、性能維持改修済みのものを含めていた「要改修面積」を廃止し、経年25年以上の建物のうち「未改修」と「部分改修済」を対象とする「要老朽改善面積」を新設しました。

2. 老朽化率の定義の変更

上記1の変更を踏まえ、老朽化率については、保有面積に占める「要改修面積」の割合から、保有面積に占める「要老朽改善面積」の割合に変更しました。

（該当箇所）

- ・Ⅰ 目的と方法-3 用語の説明
- ・Ⅱ 実態報告-2 保有面積（3）経年別保有面積
- ・Ⅱ 実態報告-7 法人別施設情報